

北海道法令適用事前確認手続照会書

令和6年 1月15日

所管課長 様
（総務部行政局改革推進課経由）

照会者名
住 所
電話番号
F A X 番号

[Redacted]

担 当

[Redacted]

電話番号
電子メールアドレス

[Redacted]

北海道法令適用事前確認手続要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり照会します。

記

1 法令名及び条項

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項

2 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実

[Redacted]が行っているコミュニティガス事業（ガス事業法第2条第1項）において、その供給区域内（[Redacted]、[Redacted]の供給区域）で[Redacted]が[Redacted]から液化石油ガスを譲り受ける卸売り契約を行い、[Redacted]所有のコミュニティガス事業で使用している埋設導管を利用し、一般消費者等の需要家[Redacted]戸に対してガスを供給販売することで[Redacted]は上記液石法第3条第1項における販売事業者の登録の必要があるかを確認したい。

3 当該事実が照会する法令の条項の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及びその結論を導き出す根拠（必要により資料を添付してください。）

現状の液石法では規制されていないので販売事業者登録は必要ではないと考えますが、その見解で間違いがないか確認したい。